

総社市定住促進条例をここに公布する。

平成26年12月25日

総社市長 片岡 聡 一

### 総社市条例第33号

#### 総社市定住促進条例

##### (目的)

第1条 この条例は、本市への定住の促進と人口の増加を図るため、助成対象地区に定住する者に対し、定住促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、もって豊かで活力に満ちたふるさとづくりに寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成対象地区 本市のうち、昭和中学校区をいう。
- (2) 定住 5年を超える期間継続して助成対象地区内に住所を有し、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (3) 世帯責任者 世帯において主として世帯の生計を維持していると市長が認めるとともに、配偶者又は子を有し、移動日（助成対象地区に移り住んだ日として住民基本台帳に記録されている日）をいう。以下同じ。）において60歳以下の者をいう。
- (4) 新築 世帯責任者が自己の居住の目的で、助成対象地区において住宅を建築することをいう。
- (5) 購入 世帯責任者が自己の居住の目的で、助成対象地区に存する住宅（現に賃借している住宅を含む。）を購入することをいう。
- (6) 賃借 世帯責任者が自己の居住の目的で、助成対象地区に存する一戸建て住宅を賃借することをいう。ただし、社宅等の目的での賃借及び市営住宅の賃借は除く。
- (7) 賃貸人 助成対象地区に一戸建て住宅を有するものであって、定住を目的として居住する世帯責任者に賃貸するものをいう。

##### (助成金)

第3条 助成金の種類は次に掲げるものとし、助成額等については規則で定める。

- (1) 新築又は購入助成
- (2) 生活環境整備助成
- (3) 定住祝い金

##### (助成対象要件)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当する世帯責任者に対して、助成金を交付する。

- (1) 定住を目的として新築し、購入し、又は賃借すること。
- (2) 移動日前の住所及び生活の本拠が助成対象地区内でないこと。ただし、賃借している住宅を購入する場合は除く。
- (3) 世帯に総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等がないこと。
- (4) 世帯に市税の滞納者がいないこと。

2 市長は、次の各号のいずれにも該当する賃貸人に対して、助成金を交付する。

- (1) 定住を目的として居住する世帯責任者と賃貸借契約していること。
- (2) 総社市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。

##### (助成金の申請)

第5条 助成金の申請は、世帯責任者及び賃貸人が規則で定めるところにより市長に申請するものとする。

##### (助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の適否を決定し、当該申請を行ったものに通知するものとする。

(助成金の返還等)

第7条 市長は、助成金の交付を受けたもの（以下「受給者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該受給者に対し、既に交付した助成金の返還を命ずるものとする。

- (1) 受給者（賃貸人を除く。）が移動日から5年以内に住所若しくは生活の本拠を助成対象地区外に移すこととなったとき又は新築し、若しくは購入した住宅を譲渡したとき。
- (2) 第4条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 受給者が提出した書類に偽りその他の不正があったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が相当と認める事由があるとき。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、受給者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、返還させる助成金の額を減免することができる。

(助成金の返還に係る延滞金)

第8条 市長は、前条の規定により、助成金の返還を命ぜられた受給者が、市長の定める期日までに助成金を返還しない場合は、その期日から納付日までの日数に応じ、延滞金を徴収する。

2 延滞金の算出に当たっては、総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例（平成17年総社市条例第60号）第5条の規定を準用する。

(報告等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、受給者から報告又は書類の提出を求めることができる。この場合において、当該受給者は、市長に対し、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行わなければならない。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。